

嘱託医配置円滑化事業

<p>目的</p>	<p>入所児童の処遇向上及び園児の健康の保持増進を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等に定められた嘱託医又は園医（医科・歯科）（以下「嘱託医等」という。）の配置を円滑にする。 ※ 配置の方法 委嘱：医師（個人）に嘱託医の職務を委嘱している場合 委託：医療機関に対して嘱託医の職務を委託している場合 雇用：施設の運営法人において雇用している医師が職務を行っている場合</p>
<p>支給要件</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等に定められた嘱託医等を配置すること。</p>
<p>支給対象</p>	<p>支給認定期間において「嘱託医等の配置に要する経費」から「国が定める公定価格の基本分単価に含まれる嘱託医等配置経費」を差し引いた額 ※ ただし、支給認定期間が12か月未満の場合、「嘱託医等の配置に要した経費」を月数で除した額を月額とする。</p>
<p>算定基準</p>	<p>事業開始月の初日時点の次の①～③による区分及び利用定員により規定する算定基準限度額（別表）と支給対象とを比較して低い額 ① 乳幼児割合[※]が20%以上の民間保育所及び認定こども園 ※ 乳幼児割合：3歳未満児童数÷全利用児童数 ② ①以外の民間保育所及び認定こども園 ③ 私立幼稚園</p>

- 要綱第3条第2項（本市所定の必要な添付書類）
 - ・ 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定申請書（嘱託医配置円滑化事業）（別紙1-1）
 - ・ 嘱託医委嘱状、委任契約書など嘱託医の配置を証する書類の写し
- 要綱第7条第2項（本市所定の必要な添付書類）
 - ・ 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定変更届（嘱託医配置円滑化事業）（別紙1-2）
 - ・ 嘱託医委嘱状、委任契約書など嘱託医の配置を証する書類の写し
- 要綱第7条第3項（軽微な変更）
 - ・ 委託先の医療機関に所属する別の医師が嘱託医等の業務を担った場合
 - ・ 嘱託医等の都合により、その業務を臨時的に別の医療機関（医師）が担った場合
 - ・ その他、個別事象により市長が軽微と認める場合
- 要綱第8条第2項（本市所定の必要な添付書類）
 - ・ 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費実績内訳書（嘱託医配置円滑化事業）（別紙1-3）
 - ・ 嘱託医への支払いを証する振込書、領収書等の写し

【関係法令】

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第33条：職員）
- ・ 学校保健安全法（第23条：学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（第27条：学校保健安全法の準用）

(別紙1－別表)

算定基準限度額

利用定員 区分		30人以下		31～60人		61～90人		91～120人		121～150人		151人以上	
		年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
民間 保育所	乳幼児割合 20%以上	年額	101,720円	120,800円	140,000円	157,760円	176,240円	194,000円					
		月額	8,480円	10,070円	11,670円	13,150円	14,690円	16,170円					
	上記以外	年額	88,040円	107,240円	126,440円	144,080円	161,600円	179,120円					
		月額	7,340円	8,940円	10,540円	12,010円	13,470円	14,930円					
認定 こども 園	乳幼児割合 20%以上	年額	101,720円	120,800円	140,000円	157,760円	176,240円	194,000円					
		月額	8,480円	10,070円	11,670円	13,150円	14,690円	16,170円					
	上記以外	年額	88,040円	107,240円	126,440円	144,080円	161,600円	179,120円					
		月額	7,340円	8,940円	10,540円	12,010円	13,470円	14,930円					
私立 幼稚園	—	年額	88,040円	107,240円	126,440円	144,080円	161,600円	179,120円					
		月額	7,340円	8,940円	10,540円	12,010円	13,470円	14,930円					

(注1) 乳幼児は3歳未満児とし、事業開始日時点における3歳未満児の全利用児童数に対する割合により区分する。

(注2) 公定価格に含まれる嘱託医(園医)配置経費は、次のとおりとする。

年額	217,120円
月額	18,090円

(注3) 年度途中開設施設については月割りにより算出する。なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始月の翌月を事業開始月として月割りにより算出する。

(別紙1-1)

種 別 ()

施設名 ()

年度 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の
運営にかかる向上支援費支給認定申請書 (嘱託医配置円滑化事業)

利用定員 人

利用児童の状況 (時点)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	乳幼児の割合

0~2歳合計(人)÷合計(人)

※ 民間保育所及び認定こども園のみ記載

嘱託医の配置状況

科目	配置方法	医療機関名	嘱託医氏名	委嘱(委託)期間	備考
				~	
				~	
				~	
				~	
				~	

※ 配置方法について

委嘱：医師(個人)に嘱託医の職務を委嘱している場合

委託：医療機関に対して嘱託医の職務を委託している場合

雇用：施設の運営法人において雇用している医師が職務を行っている場合

(添付書類) 嘱託医の配置を証する書類の写し

委嘱の場合：嘱託医委嘱状等

委託の場合：委託契約書等

雇用の場合：雇用契約書や労働条件通知書等

(別紙1-2)

種別 ()

施設名 ()

年度 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の
運営にかかる向上支援費支給認定変更届 (嘱託医配置円滑化事業)

利用定員 人

利用児童の状況 (時点)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	乳幼児の割合

0~2歳合計(人) ÷ 合計(人)

※ 民間保育所及び認定こども園のみ記載

嘱託医の配置状況

科目	配置方法	医療機関名	嘱託医氏名	委嘱(委託)期間	備考
				~	
				~	
				~	
				~	
				~	

※ 配置方法について

委嘱：医師(個人)に嘱託医の職務を委嘱している場合

委託：医療機関に対して嘱託医の職務を委託している場合

雇用：施設の運営法人において雇用している医師が職務を行っている場合

(添付書類) 嘱託医の配置を証する書類の写し

委嘱の場合：嘱託医委嘱状等

委託の場合：委託契約書等

雇用の場合：雇用契約書や労働条件通知書等

(別紙1-3)

種 別 ()

施設名 ()

年度 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の
運営にかかる向上支援費実績内訳書 (嘱託医配置円滑化事業)

利用定員 人

利用児童の状況 () 時点 ()

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	乳幼児の割合
<input type="text"/>							

0~2歳合計(人) ÷ 合計(人)

※ 民間保育所及び認定こども園のみ記載

対象月数	<input type="text"/>	報酬額等合計 (A+B)	<input type="text"/>
------	----------------------	-----------------	----------------------

嘱託医又は園医の配置状況及び配置に要した経費 (年額・税込)

科目	配置方法	医療機関名	嘱託医氏名	委嘱(委託)期間	報酬額(A)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>

本事業の実施にあたり上記以外に医療機関へ支払った経費

支払先	金額(B)	適用
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

向上支援費支給額 (CとDの低い金額) 円	支給対象額 (C) 円	=	報酬額等合計 (A+B)(再掲) 円	-	公定価格 円
	算定基準限度額 (D) 円	【区分】			

(添付書類) 嘱託医等への支払いを証する振込書、領収書等の写し

委嘱の場合: 報酬等の支払にかかる振込書、領収書等

委託の場合: 委託料の支払にかかる振込書、領収書等

雇用の場合: 給与明細、貸金台帳等